

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	主査	担当	文書取扱主任								

平成20年 第2決算審査特別委員会 会議録

開催年月日		平成20年9月17日(水)・18日(木)・19日(金)	
開催場所		第一委員会室	
出席委員		事務局	田湯副主幹
			山本主査
欠席委員			
説明員		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 付託事件		
	認定第2号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第3号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第4号 平成19年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第5号 平成19年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第6号 平成19年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第7号 平成19年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
	認定第8号 平成19年度滝川市病院事業決算の認定について		
	2 審査月日		
	9月17日から19日までの3日間、慎重に審査を行った。		
	3 審査の結果		
	採決の結果、認定第2号から第8号までの7件については全会一致をもって、認定を可とすべきものと決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 第2決算審査特別委員長 関 藤 龍 也 ㊞			

上記記載のとおり相違ない。 第2決算審査特別委員長 関 藤 龍 也 印

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H20. 9. 17（水）10:00～

第二委員会室

○関藤委員長、堀副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委員長

委員動静報告～全員出席。これより本日の会議を開く。本委員会に付託された事件は、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、以上特別会計6件、企業会計1件の計7件となっている。次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐりとして取り進めることでよい。か。（よし）異議なしと認め、そのように決定する。なお意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配意願う。また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方に行っていただきたい。次に市長に対する総括質疑については審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよい。か。（よし）そのように決定する。次に討論だが、付託されている全認定について一括して各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順とすることにより。か。（よし）そのように決定する。なお各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷、配付することになっているので了承願う。最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよい。か。（よし）そのように決定する。まず冒頭に資料要求される方はいる。か。（なし）なしと確認する。それでは日程に従ひ審査を進める。

認定第4号 平成19年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

説明を求める。多田部長。

多田部長

（認定第4号を説明する。）

委員長

説明が終わった。質疑はある。か。

酒 井

① P382、P383、共済掛金収入についてであるが、監査の審査意見書によると平成15年度から平成19年度まで示されているが、微減が続いている状況である。予算が少ない中での有意義な制度運用ということで、こうした加入者の変動があることから、ふやすための対策として今年度行われた中で主なものを示していただきたい。

② P389、福祉共済の運営に要した経費の運営審議会委員報酬についてであるが、加入者増に向けて審議会委員に対して、もしくは審議会でどんな話をされているのか主なものについて示していただきたい。

③ P391、共済給付に要した経費についてであるが、予算の見込みよりもかなり少なくなっているが、実際のところ申請しづらくなっているのではない。かと思うが、普通に事業者が申し出ればすぐに出せる制度であるのか確認したい。

若山課長

① 平成19年度において主に行ったのは、広報たきかわや事業所に配る広報によつてのPRで、事業所訪問等は行っていない。広報以外でも事業者と会ったときはこういう制度があると、その都度PRしているのが現状である。

委員 長
窪 之 内

③ 窓口ではきちんとした対応もしているし、申請しづらいという話は直接聞いていない。申請したからその日のうちにすぐ出るといったものではないので、市役所内でも給付してよいかという決裁を取って迅速な対応に努めている。

② 委員から共済制度について現行制度で充実しているといった評価を受けている中で、よりふやすために、例えば共済に入っていれば温泉等の宿泊施設料金が割引されるといった利用形態もあるので、福利厚生面を充実させるのと、もっとPRしてはといった意見をいただいているところである。

その他に質疑はあるか。

① 加入事業者がふえない要因は掛金負担だけということなのか。事業所からもそのような意味も含めてこうした制度になってほしいとの要望意見があれば伺いたい。

② 加入していない事業所は、実際には民間の制度に加入しているのか伺う。

③ 事業仕分けでも指摘されていたが、全道でこの制度を市としてやっているところは滝川市だけになった。検討はされているとのことだが、積極的にこの共済制度を市から民間に移すという立場で平成19年度は進めてきたのか、共済制度の存続についてどのような目標を持ってやってきたのか伺う。

若山課長

① 加入状況であるが、共済掛金が500円で滝川市に在住していれば中空知共済にも入れるし、事業者が400円で個人が100円ということで、給付自体も大きい額ではないが会社や企業が単独ではできない事業をこの制度を使ってやっている。掛金自体が多いから入れないといった話は直接聞いてはいないし、事業所からの制度への要望も平成19年度はなかった。

② 事業所加入率の関係であるが、目安として聞いてもらいたいのが平成18年度の事業所企業統計を参考にしたところ、加入率は4.9%で全道的には8%ぐらいの加入率なので少し低いと考えている。入っていない方がすべて民間や他の共済に入っているかという調査はしていないのでわからないが、単独で入っている事業所もあるかと思う。

③ 事業仕分けということで全道の市でやっているのは滝川市だけということは承知している。平成19年度に事業仕分けの中で討論されたということを聞いており、単純に移管すればいいのかといったことも検討しているし、全労災が制度が変わって、こちらが今やっている給付内容を全部クリアできるかどうかかわからないが、ある程度柔軟性を持つといった考えを聞いているので、全労災の担当と話し合いの場を持とうとしている。その中でクリアされればどこが受け入れてくれるのか検討しなければならないと考えている。全労災は滝川市の勤労者特別会計がよい制度ということで、これをクリアされなければこのままどう移行できるのかといったことを再度考えなければならない。この制度を全労災に移すことによって掛金が高くなるとか、給付内容が違ってくるということは避ける形で話し合いを持ちたいと思っている。

窪 之 内

この会計をどうするか市として考えるとなると、共済制度といえばコープ生協もあり、全労災とかの保険団体のある民間に移すのか、それとも、700万円の基金が残っているのでその基金がある間はどこかに移行するというところで、市としてどう考えているのか伺う。

若山課長

根本的には移行することを前提に作業を進めている。単独では共済福利制度を持つことができない小さな事業所もあるので、よく考えて進めたいと思っている。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑なしと確認する。以上で認定第4号の質疑を終

結する。ここで所管の入れかえのため休憩する。再開は10時30分とする。

休 憩 10:26

再 開 10:30

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

認定第6号 平成19年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

説明を求める。岡部部長

岡部部長

(認定第6号を説明する。)以下、決算の詳細については所管課長から説明するの
でよろしくお願いします。

三谷課長

(認定第6号の詳細について説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

① P438、P439、他会計繰入金の一般会計繰入金について、交付税算入分のまち
づくり交付金5%に当たる部分の内容について説明願いたい。

② P446、P447、市営住宅管理費の補修費の関係だが、平成19年度で計画してい
た修繕はすべて完了したと思っているが、修繕料が予算よりも1,000万円以上残
っている。計画修繕で当初よりもプラスして修繕を行った実績があれば伺いたい。

③ 団地の関係だが、ペット飼育についての苦情件数とその苦情に対してとった
対応と、ペット飼育の実態把握を平成19年度は何らかの形で行ったのかどうかを
伺いたい。

④ 啓南団地の違法駐車で交通事故等が起きていたわけだが、違法駐車の実態に
ついて平成19年度に調査を行ったのか伺う。

⑤ 2階建ての屋根の雪おろしを行うということだったが、少雪だったこともあ
って行っていないのではないかと思うが、行ったのであれば件数と経費について
伺う。

⑥ 住宅の建てかえ計画等について、平成19年度中だと思うが各団地で説明をさ
れてきているが、勘違いをされている住民が結構多い。緑町団地や新興団地がす
ぐ建てかえになるというのは本当なのかとの問い合わせ等があったので、どのよ
うな説明会を行ってきたのか伺いたい。

⑦ P455、市営住宅敷金払戻しに要した経費について、退去者の払い戻しがあっ
たか。また、入居者の責任において修繕を行わなければならなかった金額、敷金
を上回る修繕件数があったのであればその件数についても伺いたい。

⑧ P448、P449、先ほどの説明で、解体工事が補助事業となったとのことだが、
補助の概要について、今後においても解体において使える事業なのか伺いたい。

三谷課長

⑧ 解体工事の補助の関係であるが、地域住宅交付金といって建物も本体工事も
これによって行っている。以前は解体後の跡地が公営住宅以外の用途に使われる
場合は対象にならなかったが、平成19年度から対象になった。今後もこの補助は
継続していく予定である。交付率は本体と同じ45%である。

② 計画修繕の関係であるが、予定していた物はすべて完了している。この不用
額については、直営の工事で大工2名の努力と、床落ちとか壁の結露等、大型の
工事が減少したことによる。

③ ペットの飼育の関係だが、苦情の件数は正確には押さえていないが、何年も
引きずっているところは五、六件ある。苦情があれば職員が現地に行って、口頭
により指導を行っている。一気には解決できない問題で苦慮しているところであ
る。

- ⑤ 2階の屋根雪の件だが、おろすと言った記憶はない。はしごがついているが古くて入居者が上がっておろすことができないので、取りかえてほしいという要望があって、平成18年度にすべて新しいものに取りかえた。
- ⑥ 建てかえについてだが、平成19年度は特に緑町団地や東町団地での説明は行った経緯はない。平成20年度には、泉町団地の建てかえについて、1回目の説明は終わっている。
- 岡部部長 ① 繰り出し金についてだが、基本的には交付税が約5,100万円、福祉減免で600万円、全体で5,700万円、ルール分としては一般会計から繰り出せばよいのだが、平成19年度はそれ以上に繰り出したのが現状である。
- 林主査 ④ 啓南団地の違法駐車の問題であるが、市に通報があればその都度対応している。悪質なものはナンバープレートを運輸局に照会している。
- 三谷課長 ⑦ 敷金の範囲を超えるものがあつたかという質問だが、正確には押さえていないがほとんどは敷金2カ月分の範囲の中で納まることが多い。枠を超えることもあるが、そのときは弁償金として請求している。
- 窪之内 ① 全体として平成19年度の会計では、先ほど一般会計から5,700万円以外で2,000数百万円が受託会計として入ってきているが、実際には繰上充用分が平成18年度分も問題がなかったことからすると、会計は好転したととらえてよいか。
- ② 計画修繕が予算内で終わったということだが、公営住宅は修繕を待っているところが多い。前倒しでできなかったのか。時期的なこともあつたと思うが1,100万円も残すのであれば、平成20年度の計画修繕も前倒しでやったほうが地域の経済面から言ってもよいのかと思うが、検討されたのか伺う。
- ③ ペット飼育の問題では対応に苦慮しているとのことだが、例えば退去指導という選択もあるのではないかと。飼っているところがたくさんあるので、迷惑しているところもあると思うので何らかの対処が必要と思うが再度伺う。
- 岡部部長 ① 経営状況であるが、基本的には好転していると思っている。平成19年度に6,600万円借りていたが、返済して4,000万円ぐらいの繰上充用金の予算を立ててやってきて年度内にはすべて返した。
- ② 計画修繕については淡々とやっている。お金が残ってきているのは単発修繕で、退去した後の畳の取りかえや老朽化した設備の取りかえなどを、大工2人を含む職員らで修繕して予算を残してきたのが実態である。5,700万円を予算化しているが、経営努力して少しでも残して次の年につないでいくように考えている。一般の入居者から壊れたなど言われたときは、単発修繕で間髪を入れずに修理し対応しているので理解願いたい。経営状況は好転しているが、トータル的に公営住宅会計では敷金基金が約9,000万円必要で、3,000万円に対し約6,000万円不足している。最終的には公住会計が収支的に整うまでには、敷金基金に約1億円あるので、会計としてはプラスになると考えている。ことしも300万円ぐらい繰り越しているが、特別会計の経営上の問題でまだ6,000万円ほど不足している状況である。
- 三谷課長 ② 計画修繕の前倒しはできなかったのかという質問であるが、不用額が出たのは部長が説明したとおり一般修理の単発修繕であり、計画修繕のほうは15節の工事請負費に入っている。1,200万円の不用額が出ているが、これは解体工事が補助になったことによるものであり前倒しはできなかったことになる。
- ③ ペットの件であるが、このままでは進展しないので、道や他市の状況では今まで会議でも議題として取り上げられたこともあつたが、どこの市町村でも好転

	していないというのが現状で、今回、三笠市が積極的にやっているのも、その状況を見て何らかの手を打たなければという気構えもあるので、今後検討していきたい。
窪之内	対応されるということなので今後に期待したいと思っているが、実態は周りに迷惑をかけているのか。
三谷課長	鳴き声がうるさい、糞尿の問題、外で飼っているとかで迷惑をかけている。毎回強く指導はしているが、ペットだけの問題で明け渡しをしてという指導もできるが、最終的に裁判にまで訴えた例はなく苦慮しているところである。今後検討していきたいと思っている。
委員長 酒井	他に質疑はあるか。 ① P434、住宅使用料について、家賃減免と徴収猶予について、本年度においてその数はどうであったか伺う。 ② 今年度予算審査特別委員会時に伺ったと思うが、家賃減免についてホームページ等に掲示して周知をすることを検討するということがあったが、本予算審査特別委員会認定に当たってどのように行われていたのか、周知方法を検討することがあったかどうか伺う。 ③ P434、駐車場使用料について、来客用駐車場は依然として同じ方がとめているということを聞くが、実態把握はどのようになっているか。仮に入居者であればほかの駐車場を紹介するなど方法はあるかと思うが、どのように調査されているか伺う。 ④ 屋根の雪おろしについて、先ほど窪之内委員からも質問があったが、実際さまざまな理由で難しい問題があると思う。市にも相談があったと思うが、その際にどのような方法があると話しているか伺う。 ⑤ 建築住宅課の窓口において、公営住宅の関係で来られる方はたくさんいると思うが、生活保護等とのかかわりについて適切な対応ができているか伺う。 ⑥ 公営住宅の施行令は、2009年4月から施行されるということで制度変更に対しての周知方法について、今の決算認定に当たって万全にしていけることが必要と思うが、その中身についてどのように考えているかを伺う。
三谷課長	① 家賃の減免についてであるが、平成18年度は80件で639万円、平成19年度は86件で金額は558万8,600円で、若干減少している。 ② 減免の周知についてであるが、建築住宅課のホームページで4月にアップしている。 ③ 駐車場に同一者が駐車しているということであるが、このことについては承知していなかった。 ④ 屋根の雪おろしについてであるが、平屋については入居者にしてもらうということで入居の際に説明し、業者を紹介するなどしている。 ⑥ 家賃改定の周知方法について、施行令により来年の4月1日から施行される。周知方法については、家賃の制度の概要を表示したチラシを収入申告時の案内に同封し周知している。わからない方や問い合わせに対しては、家賃決定の際に書面で金額を説明している。
万年主任主事	⑤ 窓口での生活保護と福祉関係とのかかわりについてであるが、その都度、生活保護及び福祉の関係者と連絡をとりあって適切に行っている。
委員長 田村	他に質疑はあるか。 ① P449、明け渡しに関する不用額の370万7,000円について、明け渡しの時期

を延ばしたということは先ほど言っていたが、その内容についてどうであったか、明け渡しを求めた件数は何件であったか伺う。

② ペットについて、民間の契約もそうだが、契約書にはペットは禁止との記載はあるか。なければその条文を入れるとよいと思うが、それをわかっていて飼うと契約違反となるので、強い態度で臨むとよい。ペットの問題は、札幌市の例でも市営住宅で困っていて、強い態度で臨むとはっきり言っている。ごねどくではなく、きちっと守ってもらう。新しい住宅をどんどん建てているが、新築からペットを飼われたら大変なことかと思う。契約書にしっかり明記して損害賠償を取るとか、その辺の強い態度で臨める意志がどれくらいあるか確認したい。

鎌塚主任主事

① 明け渡しの件についてであるが、平成 19 年度においては明け渡しを前提として、裁判所に調停を申し立てた件数は 4 件である。そのうち 1 件は、調停で全額納付されたので取り下げ、もう 1 件は、調停成立になった関係で自主退去、残りの 2 件については、調停不成立でその後、訴訟で平成 20 年度に明け渡しとなっている。

三谷課長

② ペットの件について、現在の公営住宅入居時の契約書においては、ペットを飼ってはいけないという条項はなく、条例の中で、迷惑行為をしてはいけないという条項に基づいて注意をしている。新築の場合は、入居時に入居者からペットを飼う場合は退去するという誓約書を取っている。ペットの数がふえてきているので、札幌市の現状を参考に強い態度で臨むように検討したい。

鎌塚主任主事

① 先ほどの明け渡しの不用額の件の補足説明であるが、秋ごろより調停とか裁判所への申し立てや事務処理を行い、裁判所から開催日程等の通知が来るので、調停相談を持つことで件数自体は減ってきており、最終的には 19 年度に予定してきたものが、日程的な都合により平成 20 年度に入ったために平成 19 年度に不用額が生じた結果になった。

田 村

明け渡しは、平成 19 年度に 4 件と言ったが、1 件が解決して 1 件が退去し、2 件が残っている。その不用額が 370 万円という意味なのか。解決した 2 件についての費用は幾らかかったのか。

鎌塚主任主事

当初予算で、明け渡し請求は 6 件で計上している。その結果、最終的に明け渡しは 2 件となったが、4 件で合計が 370 万円ではなく、当初の予定額は 6 件の計上での決算となっている。内訳については、4 件のうち 1 件は全額納付で取り下げた部分で 2 万 4,332 円、調停成立により自主退去した分については、26 万 7,160 円、残りの訴訟及び明け渡しまでの 2 件については、1 件が 16 万 5,038 円、もう 1 件が 17 万 2,706 円の未納家賃の形になっている。未納家賃については、裁判で強制執行になったのが 2 件で、1 件は 29 万 1,469 円、もう 1 件は 47 万 4,133 円が明け渡しの費用である。

田 村

毎年実施していると思うが金額的には同様か。370 万円も不用額が出ているが、6 件も出たら二、三十万円の額ではないと思うがどうか。

鎌塚主任主事

不用額としては手数料の科目になるので、明け渡しのための金額ではなく、通常の一般修繕の経費を含んだ不用額となっている。

田 村

ペットの件だが、誓約書ではなく契約書に条文を入れるべきと思う。民間でも必ず入れている。入れられないという何か理由があるのか。

三谷課長

公営住宅の場合は、契約書ではなく請書の形をとっている。請書と条例等に沿って違反しない程度に入居する形である。条例の中では迷惑行為というものがないとわかっていて、委員が言われたとおり、契約書にかわるものでは条例改正しかない

委員 長 副委員長	と思う。条例の中にペット類の飼育禁止をするという条項を加えるということになる。そのことを含めて三笠市等、他市の状況を見ながら検討していきたい。 他に質疑はあるか。
	① 市営住宅の先ほどの説明では21団地で、1,907戸、道営住宅は3団地で285戸。市営住宅の空き家戸数と、道営住宅の空き家戸数、そのうちの政策空き家はどのくらいか状況を伺いたい。 ② 今現在、単身入居が可能なのところがあると思うが、単身入居ができないところで、その後、可能になっているところの把握はしているか伺いたい。
三谷課長	① 政策空き家の戸数であるが、平成20年3月31日現在で130戸ある。この政策空き家については、解体予定とか、建てかえに取っているところとか、政策的にあけている戸数である。
万年主任主事	② 単身入居できない住宅のその後ということについて、入居する要件として単身入居できるか否かの判断を設けている。入居した後に単身になった方について出て行ってもらいたいとは考えていない。世帯1件1件調べるとわかることだが、その件数が何件かは手元に資料がない。
副委員長 三谷課長 副委員長 三谷課長 副委員長	空き家戸数はどうか。 市営住宅の自然空き家が32戸、道営住宅の自然空き家が8戸である。 このうち修繕待ちで空き家になっているというところはあるか。 自然空き家についてはない。修繕が終わり次第紹介しているところである。 32戸、8戸ということであれば、年2回の公営住宅の募集をもっと多くしてもよいのではないか。
三谷課長	現在、市営住宅のほうは4月と10月に空き待ち登録の抽選を行っている。申し込み者は、団地を指定して順番待ちをしているところであるが、銀河団地、啓南団地、江陵団地は、なかなか空きが出ないために次の入居者は入れないと聞いている。抽選回数であるが、現在2回行っている。その都度の抽選となるので、空きが大幅に出ないと改善されない懸念はある。
万年主任主事	空き家の関係であるが、先ほど課長から答えた32戸については、3月31日付での結果となっている。毎月末になるとだいたい件数はふえる。集計をとると毎月30件前後になるが、滝の川団地の1階部分を中途改善し、老人向けに設置したところがある。ここだけが、比較的空き件数が多く、ほかの団地に関しては5件以内になっている。
副委員長	単身入居の関係であるが、単身入居できない住宅で世帯構成員が入った後で単身になってしまったという場合は、変更手続きを出さなくては行けないか。
万年主任主事	世帯に変動があった場合は、世帯異動届けを出してもらっている。ただし、皆さんがきちんと手続きしてくれるとよいが、ほとんどの方は聞いてない、知らなかったと言われることが多い。年1回の収入申告時に精査しているので、正確な数値については申告が終わってからになる。
副委員長	なぜ聞くかという、効率的に回すということも大事であるが、単身入居できないのに世帯構成が途中で事情により変更となり単身になっている。事情がわからずに新たに申し込むと入居条件が違うことによりトラブルになるのでその辺の説明がきちんとなされていないと今後不信を抱く。その辺についてはどのように対応したか伺う。
岡部部長	今まではそこまで考えて指導はしていなかったもので、今後については、問題が起きないように、しっかり説明し窓口で対応をしていきたいので理解願いたい。

- 委員 長 他に質疑はあるか。(なし)
質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第 6 号の質疑を終結する。所管の入れかえのため、若干休憩する。
- 休 憩 1 1 : 3 5
再 開 1 1 : 4 0
- 委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。
- 認定第 3 号 平成 19 年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 委員 長 認定第 3 号について説明を求める。岡部部長
- 岡部部長 (認定第 3 号を説明する。) 以下、決算の詳細については所管課長から説明するのでよろしくお願いします。
- 千葉室長 (認定第 3 号の詳細について説明する。)
- 委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 窪之内 ① P344、P345、使用料について、使用料の請求は一括して水道企業団に任されているのかと思うが、個人宅で 3,700 万円の高額な考えられない請求書が来たことが話題になったが。チェック体制が万全であればこのようなことはないと思うが、そうした考えられない水量のチェック体制はどのようになっているのか伺いたい。
- ② 下水道企業会計への移行へ向けた準備はどこまで行われているのか伺いたい。
- ③ 下水道処理区域内の整備率 83.4%ということで、16.6%が残されているわけだが、実際には家は張りついていないから、既に計画区域の住宅張りつきの下水道整備が全部完了したとなると、今後、新しく住宅建設部分が一たん終わって受けとめてよいのか伺う。区域で残されているということであれば、区域や延長の距離数、それに必要な金額がわかれば伺いたい。
- ④ P358、P359、下水道維持管理費のその他下水道管きよの維持管理に要した経費について、下水道そのものが、そういう敷設に係る事業費がどんどんふえてきている中で、大きくかかると危惧されるが、環境の維持にどれだけかかるかが、これからの経営に大きく左右してくると思うが、フリー管の取りかえが発生してくると考えられるのが平成 19 年度であれば、まだ大丈夫な状況にあるのか伺う。
- ⑤ P364、P365 の個別排水処理事業費について、これが始まって 10 年くらいたったと思うが、設置後に既に空き家で使用しなくなった個別排水処理施設が出てきているのか伺う。
- ⑥ 定期検査は、使用状況にかかわりなく行っているのか伺う。
- ⑦ 部落会館などで、個別排水処理が入っているところがあるのか。使用料は全て部落が持っているが、市で使用料を持っているところがあれば伺いたい。
- ⑧ 全体として、結局 2,900 万円の繰り越しが、7,400 万円にふえたということで、平成 19 年度は安定した経営が行われたというふうに評価してよいのか伺う。
- 赤松事務主任 ② 下水道企業会計の準備ということであるが、平成 19 年度については、資産台帳の整備ということで維持費の決算額の中に委託料として上がっている。現在、平成 20 年度の準備としては、まず、企業会計に移行するというので、会計システム導入の委託契約が進められている。分析については、委託業者に長期財政計画を含め、長期経済計画のシートができ上がってきて分析をしている状況である。
- ⑧ 今年度の繰越金の状況であるが、7,400 万円ほど繰越が出たところであるが、これについては、昨年度の決算審査特別委員会でも申したが、汚水の元利償還金

に対して、使用料の回収は本来 68.3%を目標としてやってきているのが、今年度は、63%ということで、5%ほど改修されていない。使用料にして約6,000万円ということになる。経営状況、使用料の回収率からいけば経営はそんなによい状況ではないと思われる。

千葉室長

① 請求の件であるが、下水道の徴収及び賦課については4月1日に水道企業団に移行し、水道企業団にお願いをしているところである。委員が言われた3,700万円のトラブルが発生した原因については、以前は人が数を読み取って数値を入れて賦課をしていたので間違いはほとんどなかったが、計量法によりメーターを7年ごとに交換しなくてはいけなくなったため、そのメーターを入れかえたことによりハンディターミナルのメーターの誤作動から単純な誤りが発生し、開始以来、滝川市、砂川市、奈井江町、歌志内市の広範囲で、100件ほどあった。請求書ということで一部情報が流れていたようだが、そうではなく、使用料のお知らせの通知に誤りが発生したものである。ハンディターミナル自体が100トンから120トンと読み切れればその場合は20トン請求になるのが、ゼロから読み取ってしまったため、水道のメーターを取りかえた家だけに限り、ゼロから最終月まで計算をしてしまったということである。その対応については、直ちにメーターを入れかえて対処し、今は特に問題はない。

③ 下水道の整備の関係であるが、認可をしている面積の中で、276ヘクタール残っている。委員が言われたとおり、住宅形成地はおおむね完了している。残りの300ヘクタールというのは、東町区域の中でまだ白地であり、既存の道路ほか空地が残っているということで、現在、土木課で道路新設等居住形態ができた時点で下水道普及をしていき、住宅形成地では不便がない状態になっている。単純に276ヘクタールを実施しようとした場合は、1ヘクタール3,000万円くらいかかっているんで、それがすぐ必要というわけではないが、必要な時期に応じて整備をしていく。

④ その他下水道管きよの維持管理に要した経費について、フリー管は取りかえられるかということについて、滝川市は、昭和44年から下水道の開始をし、約38年たっているが、下水道の耐用年数については50年と言われている。今のところ市役所を中心として120ヘクタールほどあるが、この地域で道路が陥没したことはない。カメラ検査も1,150万円ほど費用がかかるが、わずかながら予算を立てて、主にカメラの検査では小規模ではあるが、管の傷み具合など見ながら補修計画を立てるが、利用頻度の高い札幌市などでは、汚水量の多いところについては、50年を待たずに更新を進めている。市では広範囲にカメラを見たことはないが、見た範囲では、地面等が陥没するとかの事例がないので、必要の度合いを見ながら方針計画を立てていくという状態である。

⑤ 個別排水処理施設については、平成9年度から実施をしていたが、東10丁目地先付近に稼働していない浄化槽が1戸あり空き家である。

⑥ 検査については法的に決められていて、3カ月に1回実施している。

尾崎主査

⑦ 個別排水の関係について補足する。部落会館を通して入っているところが若干あるが、使用料について市は負担していない。そこの団体なり組合が負担している。

岡部部長

⑧ 下水道の経営状況であるが、確かに7,000万円程度繰越している。基本的に平準化債という制度を借りて運用している状況下にあるが、5%以上の高金利になって、平成19年度から借りかえができるようになり、平成19～21年度の3カ

委員長

年で48億円の借りがえができるようになったため、ことしも何十億円と借りがえることで金利低減があり、経営状況がよくなってきたという状況下にある。もう一つは、町の中を合流改善しているためで、これも投資額がふえれば経営を圧迫するが、圧迫しない程度に最大限やりながら経営を安定させていきたいということで考えているためで、ここ一、二年下水道会計が公営企業になってから今のところ問題ないと考えている。

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第3号の質疑を終結する。

以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 12:09